

## 第869回

### 宿毛市農業委員会会議

1. 日時 令和5年11月28日（火曜日）午後1時30分

2. 場所 宿毛市役所3階 302会議室

3. 出席者（14名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里
9番 小島 久司	10番 寺田 巧	

---

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 堀内 愛貴	5番 赤星 文香	6番 山本 大

4. 欠席者（4名）

7番 澤田 誠規	8番 西山 成彦	11番 羽賀 大透
----------	----------	-----------

---

7番 浦田 久永

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
-----------	-------	-----	----------

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について

○議 長 みなさん、こんにちは。今月は2回目の定例会になります。ちょっと欠席者が多いですけど、今日参加してくれた方、ありがとうございます。残り今年も1ヶ月ちょっとになりましたので、寒さもだいぶきておりますので体調管理を気を付けて。それでは今月2回目ですので、速やかに審議を進めてなるべく早く会を終わらせたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

○議 長 これより、第869回宿毛市農業委員会の会議を開会します。  
「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、  
2番 山口 一晴 委員、3番 濱田 頼之 委員にお願いします。  
(なお、7番 澤田 誠規 委員、8番 西山 成彦 委員、  
11番 羽賀 大透委員、7番 浦田 久永委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。  
受付番号17番。場所は2ページに位置図をつけております。  
大字山奈町芳奈。下組の泊屋から約120m程入ったところにある本人宅の裏にある農地の1筆です。宅地と一緒に申請地も購入していましたが、下限面積の要件があったため、仮登記としていました。下限面積の要件が撤廃されたことから、今回申請を行い登記を行いたいとのことです。  
売買で購入しており、すもも、柿、らっきょうを耕作しているので引き続き耕作していくとの計画が出されています。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されています。  
その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号18番。場所は3ページに位置図を付けております。大字山奈町芳奈。芳奈の泊屋付近、芳奈川沿いに広がる農地のうちの4筆です。譲渡人は県外在住で管理等が困難となってきたため、今回甥に譲り渡すことになりました。譲受人の甥の方も市外在住ですが、高齢の母親が市内に住んでおり、これまで年間150日ほど帰省し、母親の持つ農地の農作業や管理を行っていますが、今後も引き続き週末を中心に帰省する旨事業計画書が出されております。また今後母親の持つ農地の所有権移転も予定していると伺っております。

贈与で取得後は水稲・季節野菜を耕作するとの計画が出されています。  
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されています。  
その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしている  
と考えております。

続きまして、受付番号19番。場所は4ページに位置図を付けております。  
大字和田。旧松田川小学校西側松田川との間に広がる農地のうちの2  
筆です。譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、自分で管理・耕作する  
ことが困難なことから、譲受人と売買を行うことになりました。取得後は  
水稲を耕作するとの計画が提出されております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されています。  
その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしている  
と考えております。

以上3件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 続きまして、受付番号17番及び18番について、芳奈地区担当の赤星  
委員より説明をお願いいたします。

○赤星委員 【議案書をもとに17番、18番朗読】  
澤田委員の方から、問合せして確認取れており、よろしくお願いたします  
とご本人より話があったとのことでした。よろしくお願いたします。

○議 長 続きまして、受付番号19番について、街区地区担当の稲田委員より説  
明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに19番朗読】  
11月24日に松本委員と現地を確認しております。11月25日に●  
●さん（譲渡人）、●●さん（譲受人）の両方に電話で確認しまして、間違  
いない、よろしくお願いたしますということでした。よろしくお願いたします。  
以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は  
ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほか意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。今回は4件申請書が提出されておりますが、受付番号13番から15番の3件につきましては、譲渡人、譲受人共に同一につき、まとめて一緒にご報告いたします。

申請場所 所在地 3つとも大字和田。 6ページに位置図をつけております。国道56号線宿毛バイパス及び碑田川沿いに広がる農地のうちの4筆になります。

転用目的は太陽光発電施設の設置のためです。

譲渡人は申請地を農地として管理することが難しくなったことから、その有効活用を検討したところ太陽光発電施設に提供することとし、事業者はクリーンエネルギーを供給するため本事業として計画したものであります。また申請地は太陽光発電に必要な日照を確保できるだけの開けた土地で、本質的に発電可能なパネル枚数を設置できる十分な広さを有しているため、この度予定地としたものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積につきましては、受付番号13番が田1筆、886.00㎡。受付番号14番が田1筆、1,012.00㎡。受付番号15番が田2筆、合計

1,214.00 m<sup>2</sup>です。資金計画につきましてはそれぞれ同じ内容で、土地取得費が 100 万円、施設設置費が 1,080 万円、合計 1,180 万円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、申請地周辺の農地の広がり約 1.6ha でありまして 10ha 未満であることから、いわゆる第 2 種農地と判断され、甲種・第 1 種・第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

なお本申請は双方から委任を受けた四万十市の曾根行政書士から提出されておることを申し添えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

続きまして、受付番号 16 番。申請場所 所在地 大字四季の丘二丁目。7 ページに位置図をつけております。四季の丘二丁目、住宅地として造成されている土地のうちの 1 筆になります。登記地目は山林ですが現況は休耕中の畑となっております。

転用目的は自己所有の一般住宅建築のためです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積は、429.00 m<sup>2</sup>です。資金計画としましては土地取得費が 1,300 万円、建築費が 4,000 万円、合計 5,300 万円を自己資金 1,300 万円と借入金 4,000 万円で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種・第 1 種・第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されておることを申し添えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。今回は以上となります。

○議長 続きまして、受付番号 13 番から 15 番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに 13 番から 15 番朗読】

11月24日に松本委員と現地を確認しました。松本委員の方から区画整備されてきれいに整っている、1種のような感じが受けられる。再度事務局に問合せみてくださいますとのことでしたので、私の方から事務局に問合せまして、1種ではないのかということ。問合せたところ、「そうではない」「その他の農地」ということでした。11月27日に双方に確認しましたが、和田の●●さん（譲渡人）は高齢で耳が不自由ということもありまして、四万十市の行政書士、曾根先生に電話で確認いたしました。間違いないということでありまして、ご審議よろしく願いしますとのことで

した。以上です。

○議長 続きまして、受付番号16番について、四季の丘地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに16番朗読】  
四季不動産を介しての売買ということです。場所的にも特に、住宅地域で問題ないと思います。双方ともに間違いない、よろしく願いますということです。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○寺田委員 かまいませんか。前回も行政書士に確認したと。それでかまんかったらねえ。行政書士は間違いですとはいうことないだろうけん。それでいいのかなという。他の件についても一緒やないかと思って。

○稲田委員 先程のご指摘通りですが、この件については松本委員と一緒に●●さん（譲渡人）の所に行ったけど留守で。会えない部分もあって、また松本委員の方から高齢で耳も遠いと聞いていたので、まあ電話して誤解を招いてもいかんということもありまして、それを含めて行政書士に確認を取りました。行政書士の方も、そちらの言い分もわかりますということで。●●さん（譲渡人）のお孫さん、この方が代わって窓口のようなことをしてくれて行政書士の話も聞いているということでしたので、本来やったら●●さん（譲渡人）よりもお孫さんの方に連絡とらないかんがが筋ですが、そのまま連絡取ってないので申し訳ないんですが、曾根さんの方で確認取るようになりました。

○岩本委員 基本、本人に連絡取らないかんけど、ケースバイケースと思います。

○寺田委員 逆に言うとそれでいいのであれば、行政書士に確認したらいいのでは。

○事務局長 行政書士の話が必ず全て正しいとは限らないし、当然違っていることがあればこちらから指摘することもある。分からないことは納得できるまで聞くこともある。今回は高齢で耳が遠いということは事務局もあらかじめ聞いておりました。心配しておりましたので、委員さんから相談いただいた際にはそういった形で最終的に行政書士さんに確認してという形にさせていただきました。

- 稲田委員 本来は行政書士さんではなく、当人ということは理解している。
- 松本委員 家に行ってもおらんかったけん。何ともならんけん。
- 稲田委員 今後は気を付けて対応していきたいと思います。
- 事務局長 こちらもフォローできるようにしていきたいと思っております。
- 稲田委員 お願いします。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。ないようでしたら採択の方にかかせていただいでかまいませんか。

(審議中)

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。  
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしということですので、「議案第2号」4件は、意見を附して県に送付することに決しました。

(協議事項)

- 議 長 続きまして、協議事項にはいります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。
- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。  
受付番号17番。申請場所 所在地は大字中央七丁目 街区(本町)地区です。登記地目 田1筆です。9ページに位置図をつけております。  
申請地は、平成元年頃から駐車場として利用し現在に至っております。
- 以上、農地への復帰は困難と考えます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きます、受付番号17番について、街区地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに番号17番朗読】

11月24日に松本委員と現地を確認しました。その後11月27日まで土曜、日曜はさんで●●さんに電話したんですが、なかなか通じませんでした。聞けば県外の方へ行っていたということで、留守電に入れていたのでそれを聞いて私の方に掛けてくれました。●●さんから連絡があつて間違いないということですので、よろしくお祈りしますとのことでした。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○稲田委員 毎回私も非農地の部分で色々考えるところがあつて、街のところで当然、畑や田んぼ、もちろん耕作できない状況にあることは仕方ないと思います。それで一番気になるのは雑木というかね。中山間と言いますか、街をちょっと離れた中山間地域で雑木とか繁ったところの非農地の申請が出た時に、どのあたりが非農地として正解なのか。まあある程度、草刈り機みたいなものではなかなか手が出んけど、重機的なものを入れたらもちろん田んぼ、畑にはなる。どのあたりが基準と言いますか、どのあたりを基準として非農地っていう方向でしたらいいのか、疑問な点も今までありましたので、委員なりの基準があれば聞いてみたいと思うのですが。

○濱田委員 うちでは15年以上というのがあるけん。それが基本で。耕作放棄してから15年以上になると非農地と。

○川島委員 かまんかえ。今出ちょう案件よね。街の中の。これらよ、僕の親せきが近くにおるがやけど、何十年も前の昔から畑やらなんやらわからないところにしちょうけんね。今更これ畑にしよういうても。登記は田んぼになつちょうやんか。明治や大正の時代やないがこれ。それから動いてないがやろ。

○事務局長 全部事項証明書によりますと、以前の所有権を持っていた方は昭和38年11月22日に売買で取得となってます。その間に前の所有者がお亡くなりになったんでしょうね、平成15年12月付けで今の●●さんが相続



されたと。

○川島委員 元に戻せじゃなんじゃ言うても、これは宅地申請やろ。宅地申請してね税金もろうたらええわ。

○事務局長 現状はそういうことで。この人がどうされるかはあれなんですけど。

○松本委員 そういうことを言いよるがやないがで。どれくらい荒れているとかか判断できんということ。

○事務局長 当然、事務局としまして非農地の基準という部分がありますので。先程濱田委員の言われた15年の部分とか、あと色々ありますので、それに諮ってですね。重機を使ったら畑になるという部分もありますし、1件1件ケースバイケースになるかもしれませんが。またこれらのケースも含めて分かりやすく1回整理したいと思うので、来月以降、資料等出して委員の皆さんが分かりやすく、現場でもチェックできるような形でもっていきたいと思いますので、情報提供、情報共有できたらと思います。すみません以上です。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

○議 長 どうする。非農地のこと。

○事務局長 あとは事務連絡で。非農地の件は、今後情報提供できたらと。

○川島委員 何年とか何十年とかじゃなしに、現場見てみんと。そのために現場見に行って、元に戻らんねとか。戻らんことはないがやけど山でも畑になるが

やし。戻すだけの価値がないとか、そういうところをやっぱり非農地証明出たときに自分たちで現場見て判断せないかんけん。そのために我々がおるがやけん。現状見て難しいねと自分たちが納得したものをそうするしかないがやない。他の人の意見も聞いて。

○小島委員 稲田委員が言われたのは、ただ単に全国的に見て荒廃状態とかそういう基準があるがやったら皆が確認したらええということを言われちゃうと思いがやけん。それはそれでそういうデータがあるもんやったら皆にふれてもろうちよったら、現場見る見方も変わってくるがやないかと。

○稲田委員 委員、委員で変わった判断するより、共通したもの、基準、指針があればそれに沿った形で判断できるという風に考えたわけです。自分ら農業委員会というのはやっぱり農家というか、利益について、非農地にしたら利益どうなるとか考えないかん部分もあるがやけん。やっぱりそのあたり雑には扱えれんと思う。非農地についてはお金も絡んでくるわけやし。そのあたり皆が統一したもので非農地を考えたらと。

○事務局長 ありがとうございます。

○濱田委員 局長、非農地やけんど。さっきも言うたけど、こういう事例があった。例えば行政書士が15年以上経ってますと書いてたけど、わしからしたら3年ほど前まで田んぼやりよった。稲の跡が残っているし、草が生えちゃういうても刈れる感じで。行政書士とも話してやっちょうけど、あんまりにもそれはね。わしも知っちょうし、2年前のがをね。それはちょっと止めちよって言うて、行政書士もすみません言うてね。農業委員もある程度せんとよ。2年前まで作りよったがを知っちょうがに、それを認めるわけにはね。何年か伸ばした言うたことがあった。

○事務局長 現地見て、相談して慎重に判断して進めて行きたいと思います。

○岩本委員 それでいいと思います。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 ①地域計画における目標地図の作成に向けた取り組み（平田地区座談会実施）について  
壁の方に貼り出しがありますが、これはですね、2週間前11月14日

の夜に地域計画の座談会を平田地区で初めて開催した時の資料になります。私の後ろに貼り出しているのは平田地区の航空写真。真ん中が平田・黒川エリア、右は平田インター付近エリア、左は押ノ川との境界、中山地区。この3つを平田地区とし、現地に入って地区内の農家さんに参加していただいて意見交換をしたものです。航空写真を見ながらですね、このエリア内での課題とか現状とかについて実際に現場を知る農家さんから意見を聞いたものを付箋に書き出して貼り付けしたものです。それを詳しくしたものが、寺田委員、山本委員の後ろに貼り出した2つのものになります。テーマは2つあって今の地区内の現状と課題と将来どうすべきかといったものを書き出したものを貼り出しております。こういった形で市内を10から12程プランを作ってみて、現在初めての取り組みとして平田地区から入っていきましたが、今後順次、芳奈とか山田とか、事務局の考えとしては東側から西や南、街の方に広めていく考えで来年以降取り組みを進めていきたいと思っております。こういった形で初めて開催したというサンプル的に貼り出しております。またお帰りの際お時間がありましたら見ていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。平田地区については1回目の座談会終わって、今後まとめの座談会をもう1回やりたいと思ってみて、その打ち合わせもできたらと思っております、今日この後でお願いします。

平田地区の取り組みを照会させていただきました。

## ②次回会議の日程（12月19日（火））について

次回会議の日程についてお知らせします。次回は12月19日（火）午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は11月17日（金）でもう締切終了してありますが、議案送付は12月12日（火）の予定です。よろしく願いいたします。

- 岩本委員 郵便局の体制が変わったけんよ、議案送付をちょっと早めてくれる。
- 事務局長 申し訳ありません。今回祝日をはさんで際になって、遅くなってしまい申し訳ありませんでした。特に議案のある委員さん、すみませんでした。早めに送るように心がけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長 ほかには何かありませんか。

（「なし」との声あり）

議長            それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。  
                  これで第869回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和5年11月28日

会長

菅本 誠司

農業委員

濱田 頼之

農業委員

山口 一晴